

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

【同一入札への参加が制限される場合】

- ①親会社と子会社等の関係
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係
- ③一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼務
- ④一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を兼務
- ⑤一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を兼務
- ⑥その他（上記と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合）
[例]組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む。）とその構成員

※親会社「等」は、組合（JVを含む。）及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合（JVを含む。）

※①、②について、子会社等または子会社等の一方が再生手続中の会社等または更生会社である場合を除く。

※③について、会社等の一方が再生手続中の会社等または更生会社である場合を除く。

●「親会社等」、「子会社等」とは

会社法第2条第4号の2及び第3号の2に規定する親会社等・子会社等をいいます。
(会社法)

第2条第4号の2（親会社等）

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

第2条第3号の2（子会社等）

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

※法務省令＝会社法施行規則第3条、第3条の2

●「役員」とは

役員とは、次に掲げる事項に該当する者としています。

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役

③持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する役員

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者

●「管財人」とは

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

●「会社等」とは

会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。（会社法施行規則第2条第3項第2号）

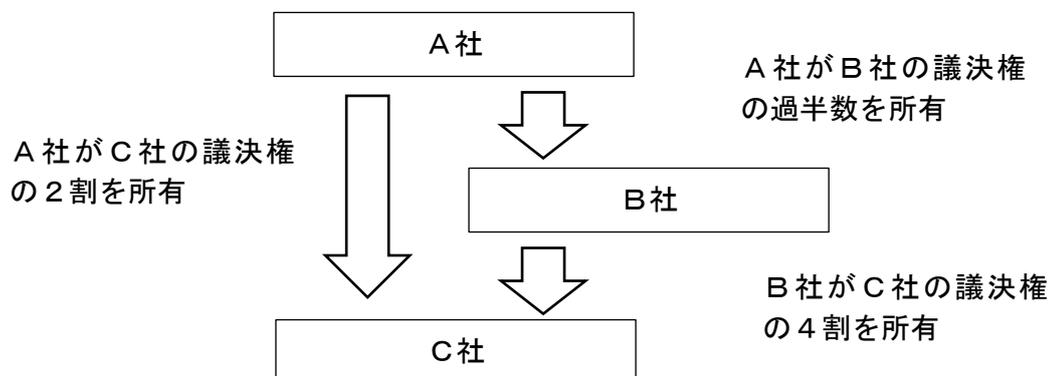
●同一入札への参加が制限される例

[例1] 親会社等と子会社等の関係



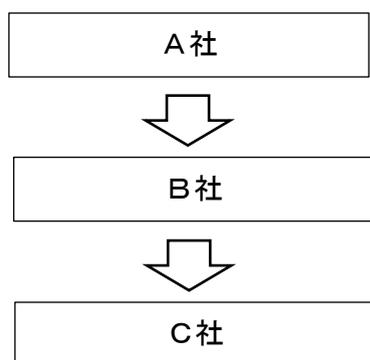
A社がB社の「親会社等」であり、B社はA社の「子会社等」

[例2] 親会社等と子会社等の関係



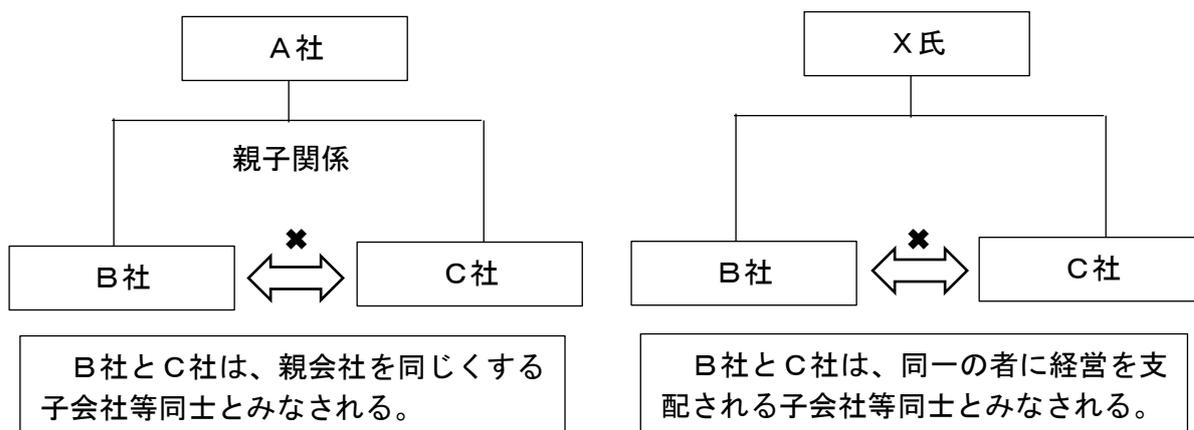
B社はA社の「子会社等」であり、親会社であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

[例3] 親会社等と子会社等の関係

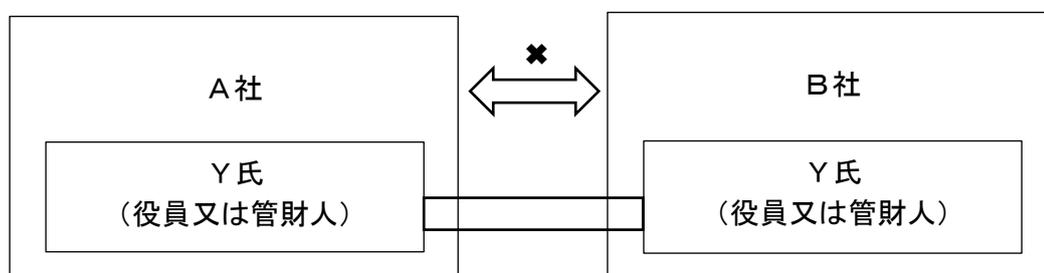


B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

[例4] 親会社等を同じくする子会社等同士の関係

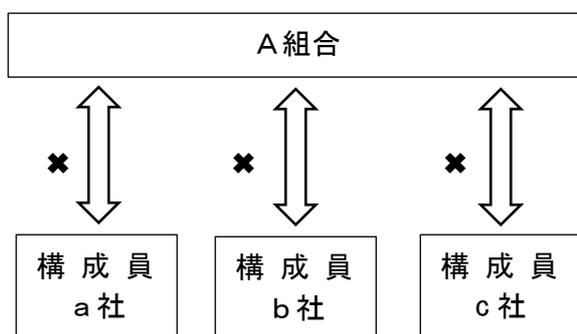


[例5] 役員又は管財人を兼任



⇒ Y氏が役員を兼任（一方が民事再生手続中の会社等又は更生会社である場合を除く）、Y氏が役員と管財人を兼任又はY氏が管財人を兼任の場合、A社とB社が同一入札に参加することはできません。

[例6] その他（組合（JVを含む。）とその構成員）

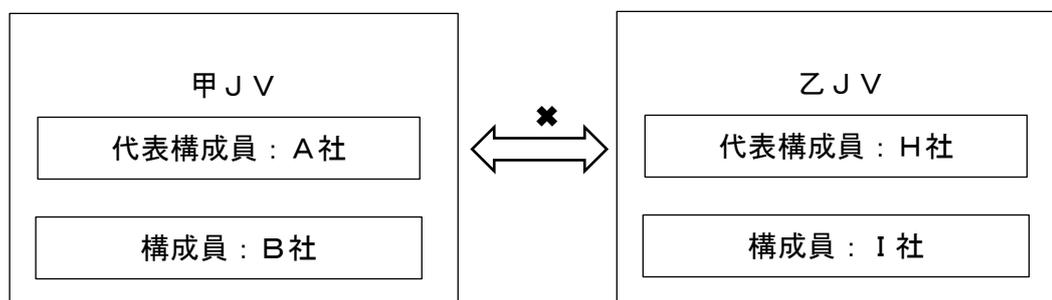


⇒資本関係・人的関係の有無にかかわらず、A組合とその構成員が同一入札に参加することはできません。

●JVの取扱い

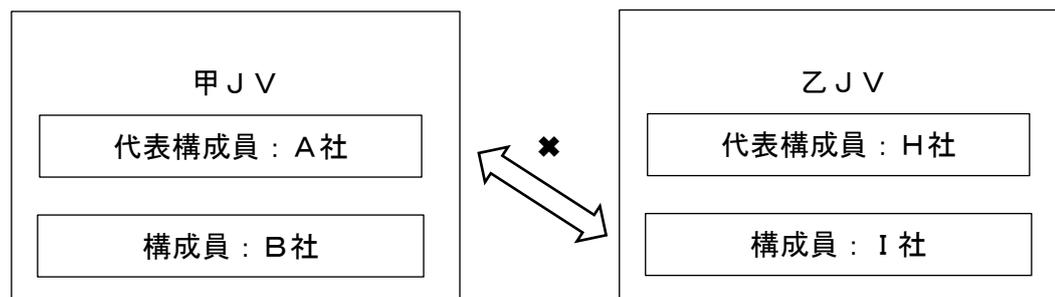
JVの場合、他のJVとの構成員同士、又はJVの構成員と単体企業に資本関係・人的関係がある場合には制限の対象として取り扱う。

[例1] JVの代表構成員同士が資本関係又は人的関係にある場合



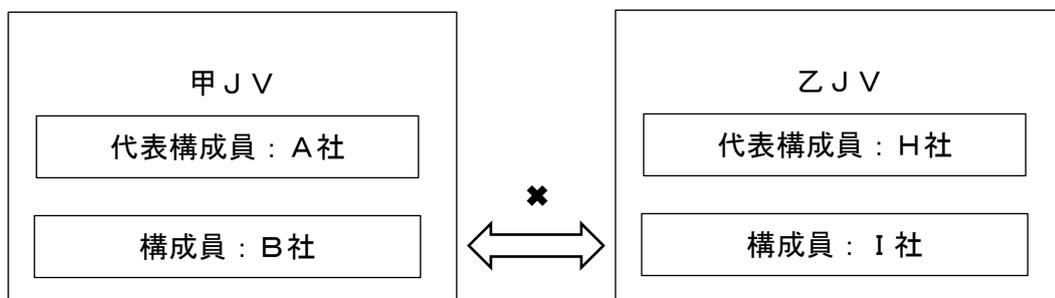
⇒A社とH社が資本関係又は人的関係にある場合には、甲JVと乙JVが同一入札に参加することはできません。

[例2] JVの代表構成員と他方のJVの代表構成員以外の構成員が資本関係又は人的関係にある場合



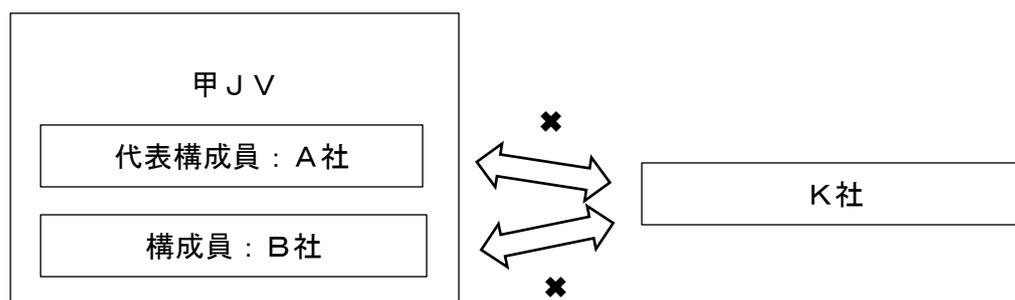
⇒ A社とI社が資本関係又は人的関係にある場合には、甲JVと乙JVが同一入札に参加することはできません。

[例3] JVの代表構成員以外の構成員同士が資本関係又は人的関係にある場合



⇒ B社とI社が資本関係又は人的関係にある場合には、甲JVと乙JVが同一入札に参加することはできません。

[例4] JVの構成員と単体企業に資本関係・人的関係がある場合



⇒ K社とA社（又はB社）が資本関係又は人的関係にある場合には、甲JVとK社が同一入札に参加することはできません。